

令和4年度第1回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 議事録要旨

開催日時	令和4年5月25日（水） 午前10時から正午まで
開催場所	長久手市役所 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	瀬戸保健所健康支援課 課長補佐 岡元洋子 医療法人和合会和合病院 精神保健福祉士 氏益香菜 長久手市教育委員会 指導主事 荒川ひとみ 名古屋東公共職業安定所 次長（業務担当） 田中一男 尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト 就労支援コーディネーター 有田幸奈 ほっとクラブ 会長 山口恭美 社会福祉法人百千鳥福祉会 理事長 竹田晴幸 学校法人滝の坊学園 長久手市児童発達支援センター こぐまっこ施設長 桃井陽子 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事務局長 見田喜久夫 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田敦子 愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授 宇都宮みのり 長久手市福祉部長 川本満男 地域アドバイザー 大谷真弘
欠席者氏名 （敬称略）	長久手市身体障害者福祉協会 会長 加藤勝 長久手市民生委員児童委員協議会 障がい者部会長 高田千津子
審議の概要	1 あいさつ 2 議題 （1）会長の選出について （2）令和3年度の事業報告について （3）ながふく障がい者プラン（2021－2026）の評価について （4）令和4年度の事業計画（案）について 3 その他
公開・非公開 の別	公開
傍聴者の人数	0人

1 あいさつ

2 議題

(1) 会長の選出について

○事務局

今年度から会長は委員の互選により定めることとなった。

○委員

宇都宮委員を推薦する。

(異議なし)

会長は宇都宮委員とする

○会長

副会長には竹田委員を指名する。

副会長は竹田委員とする

(2) 令和3年度の事業報告について

○事務局

(資料2及び資料3に基づき報告)

○委員

医療的ケアが必要な人への体制整備プロジェクトチーム（以下、「医療的ケアPT」という。）で行ったアンケート調査の内容について、教えていただきたい。

○事務局

アンケートでは、ケアの内容及び頻度、ケアを行わない時間帯の注意事項、家族の暮らしへの影響、一番困ったライフステージのタイミング、それ以外の困りごとや相談先等を調査した。

わかったこととして、家族への影響は大きく、きょうだい児や家族の就労への影響や、近所づきあいが制限されるといった回答もあった。一番困ったタイミングは「退院後」という回答が多く、相談先として最も多かったのは「医療機関」であった。同じ障がい児を持つ保護者同士のつながりはあるが、民生委員・児童委員等地域とのつながりはゼロに近い結果であった。今後、回答者宅を訪問させていただき、課題の深掘りを行う。またきちんとした形で報告させていただきた

い。

○委員

地域生活支援拠点整備事業について、どのような整備を行ったか。

○事務局

地域生活支援拠点の5つの機能について、市の実情を鑑み「面的」に整備を行った。緊急時の受入れ機能以外は既存の機能をそのまま活かし、緊急時の受入れ機能の確保について、検討を行ってきた。今回大枠は整備したが、緊急時に短期入所事業所では対応できない方等、より具体的なイメージを関係者間で共有しながら機能の強化について検討し、今後運営の手引きもブラッシュアップしていく。

○委員

就労支援コーディネート事業の参加対象者について、必ずしも知能指数（理解度）では判断できない部分があり、いろいろな方に参加できるチャンスがあると良い。今後の展開として、参加対象者拡大の予定はあるか。

○事務局

今回、参加対象者を設けたことには、福祉制度とのつながりがあまりない方の中で、就職活動や就労がうまくいかなかったタイミングで初めて福祉とつながる、といったケースが多いことが理由にある。参加対象者の優先順位として、つながりをもつきっかけづくりの意味も含めて、今回の対象者とした。

○委員

事業としては非常に良い取組であり、現在の対象者への必要性も理解できる。しかし、障がい者の就労について、本人の選択ではなく支援者側で候補が決められてしまうといった現状もあるため、幅広く参加できる機会があると良い。今後対象者を広げることも検討していただきたい。

○事務局

検討する。

○委員

障がい者の就労について、前段階から相談先を提示したり、早め早めにアプローチをかけることは非常に有効であるため、そういった意味でも就労支援コーディネート事業は良い事業である。

○委員

障がい者の雇用や就労の実状はいかがか。

○委員

就学中の中・高校生については、ハローワークで職業意識形成支援事業の中で、将来の心構え等の支援を行っている。

障がい者全体の就労先としては、就労継続支援A型事業所への就労が4割。今後これを3割程度にし、一般就労率を向上させたいと考える。愛知県は民間企業等の障害者雇用率が全国平均を下回っており、障害者雇用の促進は愛知労働局の最重点課題としても位置づけられている。企業に対して雇用の理解促進を図り、障がい者に対しては就業意識の形成を図りたい。

労働局においても、雇用前に職場実習を行い、それを踏まえ双方でマッチングを行う「職場実習制度」の実施等、障がい者雇用を推進している。

○委員

精神科病院における相談も、仕事を始めたタイミングで障がいの発症に至った方が多い。高校まではカリキュラムがあるが、大学の仕組みは発達障がいの方等にとって難しく、頑張って卒業したものの就職後に二次障害として精神障がいを発症してしまうケースも多い。就労支援コーディネート事業の現在の対象者は、そういった意味でも評価できる。このノウハウが学校等にも共有されると良い。

障がい者手帳や発達障がいの診断がされた方は、福祉的就労や障がい者枠での就労先があるが、そうでない方はなかなか救済できる制度がない。本人が自身の得手不得手を理解していない場合に、就職したもののマッチングしないまま苦しい思いをし、病気にならなくて良い人が精神の病気を発症してしまうケースも多々あり、そういった方々についても支援していただけると良い。

○会長

学校教育の現場ではいかがか。

○委員

学校ではスクールソーシャルワーカーが不登校やひきこもり等の児童について、学校から情報を得てつなぎ先を探している。保護者に困り感があれば、保護者から市等へ相談が入るが、保護者も困り感なく義務教育を終えてしまうと、教員との関係もきれ、関わりをもつことができなくなる。義務教育期間中になんとか把握し、関係機関へつなげていきたい。

○委員

去年は、障がい者の就職率が例年と比較し向上した。理由として、法定雇用率が上がったことが挙げられるが、マッチングしていないにも関わらず就職した方も多いという懸念がある。障がい者にとって一般就労が最も良いとも限らない。就労系の障害福祉サービスについては、利用希望者の就労能力などを評価する「就労選択支援（仮称）」という新しいサービスが創設される予定である。雇用側と障がい者のマッチングは障がい者の就労において、非常に重要である。

(3) ながふく障がい者プラン（２０２１－２０２６）の評価について

○事務局

（資料１に基づき説明）

○委員

資料１－１の重点項目３「切れ目のない支援体制の充実」について、学校とのつながりがなくなった児童に対する支援策の協議は、非常に重要と感じる。学校とのつながりがなくなると、支援もなくなり埋もれていってしまう。協議については、義務教育の間に支援の必要な児童を発見できる機能を考えていただきたい。

○委員

資料１－４の権利擁護について、長久手市は講座や学習会等の参加率が低い
ため、積極的に周知及び参加をしていただきたい。法人後見の体制づくりにつ
いて、尾張東部圏域において法人後見を行っているのは権利擁護支援センタ
ーのみであり、累計１００名以上を受任している。市民後見や専門職後見等
も含めた受け皿確保にも務めているが、障がいのある方の中には長期間を
とおした法人後見の支援が合っている方もいる。地域の中で法人後見のし
くみについても引き続き検討していただきたい。

○委員

資料１－２の１０ページ３番の事業の「提供する」の表記について、
例えば「創出する」等の表記の方が好ましいのではないか。

○委員

計画の中間見直しの際に、表現の仕方についても見直していく。

「ながふく障がい者プラン（２０２１－２０２６）の評価について」承認

(4) 令和４年度の事業計画（案）について

○事務局

（資料４及び資料５に基づき説明）

○地域アドバイザー

障がい福祉施策は近隣市町によって様々あるが、長久手市の個別訪問調査と
就労支援コーディネート事業は特徴的である。個別訪問調査から課題があぶり

だされ、課題に対し考えた取組がなされている。就労支援コーディネート事業についても、今後学校等に活かされていくと良い。

災害時の取組について、モデル地区をつくり共に避難を行ってみる等、避難行動要支援者制度の仕組みについても眠っているところを掘り起こして活かしていこうとすることが感じられ良い。

地域生活支援拠点整備については、今回整備した手引きに基づき、今後は評価のしくみをつくり、5つの機能をそれぞれどのように充実させていくかが重要となる。

○委員

個別訪問調査は長久手市独自で素晴らしい取組。資料3別紙2に記載の「約5人に1人が社会との繋がりが薄く、ひきこもりに近い状態」ということについて、今後課題として取り扱っていただきたい。精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についても、検討していかなければならない。

○委員

医療的ケアPTの活動計画については、重点項目6の昨年度評価がCであったこともあり重要である。子どもの権利条約において、全ての子どもたちには育つ権利があるとされている。医療的ケア児の保護者の相談先は医療機関が多いということだが、新設された児童発達支援センター（以下、「こぐまっこ」という。）は福祉のみならず、医療及び福祉の総合的な発達支援センターとして国も推進している。こぐまっこにおける医療的ケア児の支援体制や、また、小中学校における受け入れ体制整備は極めて重要であり、市の予算化も含め検討していただきたい。

○委員

こぐまっこでの医療的ケア児の受入れについては、まだ体制的に不十分であり、最重要課題として認識している。入所を希望する医療的ケア児を受け入れ、力を伸ばし、保護者がほっとできる時間を作りたいと思う。協議を進めていきたい。

○事務局

昨年度はこぐまっこにおいて医療的ケア児の受入れはなかった。障がい者基幹相談支援センターやこぐまっこ連携しながら対応していきたい。医療的ケア児の相談や受入れについては、資料1や資料2-1にあるとおり今後も引き続き取り組んでいく。

「令和4年度の事業計画（案）」について承認

3 その他

○委員

令和3年10月にこぐまっこが開所し、より配慮が必要な児童も多く通所し、保育園との併用も行っている。こぐまっこでは保育所等訪問支援も開始し、保育園等と連携しながら、それぞれできることや課題をみつけている。今年度は年長児も通所しており、就学のステップも丁寧に進めていきたい。

児童の保護者は様々な情報を求めており、今後各機関へ情報提供の働きかけも行っていくため、協力いただきたい。

○事務局

こぐまっこでの実際の療育の様子をぜひ見に来ていただきたい。

○事務局

こぐまっこやこどもの発達相談室ができ、市の療育体制の充実は感じる。今後、障がいのある児童とそうでない児童を分け隔てるのではなく、共生していく環境づくりについて考えていきたい。

○委員

2025年問題について、対策制度はできてもその担い手がないという現状について、なんとかしていかなければならないと感じている。長久手市においてもヘルパー事業所が閉鎖、縮小しているところもあり、人材を増やす仕組み作りが必要である。

○会長

これで議事は終了する。

○事務局

次回は令和4年11月頃に開催予定。

(閉会)